



半期開示

◆ INDEX

□ はじめに	1
□ 社会的責任と貢献活動	1
□ 主要勘定の状況	4
□ 損益の状況	4
□ 自己資本比率および自己資本の構成	4
□ リスク管理債権の状況	5
□ 金融再生法開示債権	5
□ 債権等の保全状況	6
□ 有価証券等時価情報	6

◆ はじめに

皆さまには、平素よりJ Aバンク山口信連をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

本年も、当会の平成26年9月期における財務情報などを取りまとめましたので、皆さまの参考としていただき、当会へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

当会は、昭和23年の設立以来、J Aと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育むことを通じて、地域経済や産業の発展に貢献する地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

これからも、J Aグループの一員として、また地域金融機関として、「中期経営計画」を着実に実践することにより、財務・収益基盤の強化を図り、会員J Aはもとより、J A組合員および地域の皆さまの負託にお応えすべく、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

今後とも一層のご支援・お引き立てを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

◆ 社会的責任と 貢献活動

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、J Aとの強い絆とネットワークを形成することによりJ A信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めています。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

1. 地域への資金供給について

当会の資金は、そのほとんどが県内のJ Aにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。

2. 地域農業の振興への貢献

(1) 農業メインバンク機能強化への取り組み

J Aバンク山口では、将来の地域農業の担い手となる農業者に向けた支援活動を進めており、多様なニーズに応えるためのサービスの拡充（アグリシードファンドの活用・支援、農機ハウスローンの資金使



途拡大、再生可能エネルギー支援資金（要項資金）の創設、J Aバンク利子助成事業による農業者等の負担軽減、J Aバンク新規就農応援事業による研修受入先の取組支援）等を行っています。また、ニーズに迅速に対応できる職員を養成するために「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得を進めています。

(2) メイン強化先への対応

県内JAにおいては、農業者・農業法人に対して金融サービスを中心に十全な対応を行い、特に将来的な地域農業の担い手となりうる農業者等を「メイン強化先」と位置付け、信用部門・営農経済部門等とのJ A内連携により資金ニーズの把握、サービスの提供・相談業務を行っています。

3. 地域密着型金融について

(1) J Aバンク山口地産・地消応援定積キャンペーンの実施

J Aバンク山口では、平成26年10月1日～12月30日までの間、J Aグループ“みんなのよい食プロジェクト”「山口地産・地消応援定積キャンペーン」を実施しています。

期間中にご契約いただきました方に、県内J Aの特産品をプレゼントしており、当会がその一部を助成しています。

(2) やまぐち子育て家庭応援優待事業への協賛

山口県では、安心して子どもを産み、喜びを感じながら子育てができる社会の実現を目指し、「やまぐち子育て家庭応援優待事業」を押し進めており、県内J Aは協賛事業所として加盟しています。

その事業として、J Aバンク山口では、お子様の人数に応じて金利を上乗せする「子育て支援定期積金 のびすく定期積金」を取り扱っています。なお、協賛の一環として、当会より、契約1件につき100円を山口県内の児童養護施設等の支援活動団体に寄付することとしています。

(3) J Aバンクアグリサポート事業

J Aバンクアグリサポート事業は、耕作放棄地の増大、地域の過疎化・高齢化問題など、様々な課題をかかえる日本の農業・農村に対し、J Aバンクが自らの社会的使命を果たすため、より踏み込んだ支援策を展開し、その課題解決・成長をサポートすることを目的として創設された全国の枠組みです。

J Aバンク山口では、この枠組みを利用して、以下の事業に取り組んでいます。

① J Aバンク食農教育応援事業

次世代を担う子どもたちに、農業に対する関心・興味を持ってもらい、地域社会・経済において果たす役割、自然環境・国土の保全など、農業が持つ多面的機能、重要性を理解してもらうことを目的として、「食農教育・環境教育・金融経済教育」をテーマとする小学生向けの教材本を作成し、県内J Aを通じて小学校および特別支援学校に配布しています。

また、教育活動助成事業として、各J Aが独自に実施した「食農教育・環境教育・金融経済教育」に関わる諸活動（米・野菜づくり



体験、地元食材を使った料理教室等）に対する支援を行っています。

② J Aバンク新規就農応援事業

新規就農希望者の独立就農に向けて、農業技術・知識の習得など実践的な研修を行う研修受入先の農家・団体に対し、研修受け入れ先応援事業として助成を行っています。

- (4) 山口市内の公立小学校・幼稚園へのチューリップの球根寄贈について
平成26年9月25日、花の育成を通じて情操教育に役立ててほしいという思いから、山口市教育委員会を通して、山口市内の公立小学校と幼稚園計44施設にチューリップの球根計8,800球を寄贈しました。

4. 金融円滑化への取組み

金融円滑化については、平成25年3月31日をもって金融円滑化法の期限が到来しておりますが、「金融円滑化にかかる基本方針」のもと、「金融円滑化管理要領」「金融円滑化協議会運営要領」を定めるとともに、お客様からの相談等への具体的な対応方法を整理した「金融円滑化にかかる顧客相談対応マニュアル」を策定し、これらに基づき適切な業務の遂行を期限到来前と同様に取組んでいます。

平成21年12月の法施行から平成26年9月末までの対応状況としては、67件8,345百万円の条件変更の申込を受け、64件対応済、謝絶3件となっています。

5. ご融資における利用者との保証契約について

ご融資の契約およびこれに伴う担保・保証契約については、利用者（経営者等）の保証に依存しない融資業務態勢の一層の促進を図るとともに、利用者と保証契約を締結する場合は、保証人となられる方の年齢、知識、経験および財産の状況を踏まえ、契約内容や法的効果に加えて、実際の保証債務を履行する事態に至った場合の具体的な履行責任についても理解と納得が得られるように説明に取り組んでいます。また、「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表。）に基づき、保証契約の必要性、および原則として保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人となられている方の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を定めること、また、経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があることについても丁寧かつ具体的に説明を行うこととしています。



半期開示

◆主要勘定の状況

（単位：百万円）

	平成26年9月末	平成26年3月末	平成25年9月末
貯 金	920,818	886,393	890,104
貸 出 金	93,852	100,492	101,900
預 け 金	665,697	604,868	594,886
有 価 証 券	211,255	222,544	233,356

（注）貯金には、譲渡性貯金を含んでいます。

◆損益の状況

（単位：百万円）

	平成26年9月末	平成26年3月末	平成25年9月末
経 常 利 益	2,696	4,041	2,966
当 期 剰 余 金	2,949	3,899	2,904

◆自己資本比率 および 自己資本の構成

	平成26年9月末	平成26年3月末	増 減
コア資本に係る基礎項目	78,401	75,477	2,924
コア資本に係る調整項目	—	—	—
自 己 資 本 額	78,401	75,477	2,924
リスク・アセット等	287,074	274,744	12,330
自 己 資 本 比 率	27.31%	27.47%	△0.16%

- （注）1. 金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しております。
2. 9月末の自己資本の額は、半期利益を前年度次期繰越剰余金に加算し、外部流出予定額を控除していません。
3. 9月末のオペレーショナル・リスク相当額は、直近決算期（平成26年3月末）の値を採用しています。



半期開示

◆リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

債権区分	平成26年9月末	平成26年3月末	増減
破綻先債権	0	1	△0
延滞債権	3,039	4,398	△1,359
3ヵ月以上延滞債権	34	50	△16
貸出条件緩和債権	31	56	△24
合計	3,106	4,507	△1,401

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(単位：百万円)

◆金融再生法開示債権

債権区分	平成26年9月末	平成26年3月末	増減
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	165	169	△4
危険債権	3,109	4,471	△1,362
要管理債権	66	107	△41
正常債権	92,238	97,592	△5,354
合計	95,579	102,341	△6,762

(注) 1. 9月末の計数は、半期自己査定結果に基づき算出しています。

2. 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、貸借対照表の貸出金およびその他資産中の未収利息および仮払金並びに支払承諾見返(債務保証見返)について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

(3) 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいいます。

(4) 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がなく、上記(1)から(3)までに掲げる債権に該当しない債権をいいます。



半期開示

◆債権等の 保全状況

（単位：百万円）

	平成26年9月末	平成26年3月末	増 減
不良債権合計	3,341	4,749	△1,407
担保付債権	1,167	1,377	△209
保証付債権	152	1,392	△1,240
貸倒引当金	2,013	1,969	43
担保・保証等 控除後債権	7	9	△2

◆有価証券等 時価情報

【有価証券】

（単位：百万円）

種 類	平成26年9月末			平成26年3月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	2,992	3,075	82	3,070	3,124	53
そ の 他	187,398	208,262	20,863	201,114	219,474	18,359
合 計	190,391	211,337	20,946	204,185	222,598	18,413

(注) 1. 取得価額は、取得価額または償却原価法・減損会計適用後の帳簿価額です。
 2. 時価は、期末日における市場価格等に基づく時価です。

【金銭の信託】

（単位：百万円）

種 類	平成26年9月末			平成26年3月末		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運用目的	3,851	3,920	68	3,832	3,895	63
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	2,027	2,045	18	2,053	2,097	44
合 計	5,878	5,965	86	5,885	5,993	107

(注) 1. 取得価額には、信託元本を記載しています。
 2. 時価は、期末日における市場価格等に基づく時価です。